

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	自立支援医療(精神通院医療)に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、自立支援医療(精神通院医療)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

笠間市長

公表日

平成28年9月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援医療(精神通院医療)に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援医療制度の業務を行う。 ①住民からの申請受理②月額自己負担上限額の決定③申請書類等を県に進達④県が支給認定申請を承認した場合は、自立支援医療費(精神通院医療)受給者証を交付
③システムの名称	障害者福祉システム、宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療(精神通院医療)情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第84項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第7号 別表第二(情報提供の根拠:16, 26, 56の2, 87, 116の項)(情報照会の根拠:108, 109, 110の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部社会福祉課
②所属長	社会福祉課長 萩原 修
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉部社会福祉課障害グループ 茨城県笠間市中央3-2-1 0296-77-1101
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部社会福祉課障害グループ 茨城県笠間市中央3-2-1 0296-77-1101

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

